



# 金 沢 市 公 報

第 2 5 9 3 号

平成20年(2008年)7月11日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

(題字 山出金沢市長)

目 次	ページ
<b>告 示</b>	
自転車等を移動し、保管したことについて (歩ける環境推進課)	1
自転車等の撤去及び保管について ( " )	2
地縁による団体の告示された事項の変更につ いて (市民参画課)	3
身体障害者福祉法の規定に基づく診断を担当 させる医師の指定について (障害福祉課)	3
身体障害者福祉法の規定に基づく診断を担当 させる医師の指定の辞退について ( " )	4
障害者自立支援法の規定に基づく指定自立支 援医療機関として担当すべき医療の種類指 定について ( " )	5
<b>公 告</b>	
金沢農業振興地域整備計画の変更について (農業総務課)	5

ふるさと石川の環境を守り育てる条例(平成 16年石川県条例第16号)による環境影響評価 準備書等の縦覧について (環境政策課)	6
ふるさと石川の環境を守り育てる条例(平成 16年石川県条例第16号)による環境影響評価 準備書に関する説明会の開催について ( " )	7
浄化槽保守点検業者の登録について (環境指導課)	7
浄化槽保守点検業者の登録の抹消について ( " )	7
<b>監査委員告示</b>	
包括外部監査人の監査の事務を補助する者に ついて (監査事務局)	7
<b>監査公表</b>	
監査公表(第12号) (監査事務局)	8
<b>農業委員会告示</b>	
平成20年第1回金沢市農業委員会総会の招集 について (農業委員会事務局)	9

## 告 示

### ●金沢市告示第178号

金沢市自転車等駐車場条例(平成3年条例第1号)第11条第1項の規定により、自転車等を移動し、保管したので、金沢市自転車等駐車場条例施行規則(平成3年規則第3号)第7条の規定により、次のとおり告示します。

平成20年7月11日

金 沢 市 長 山 出 保

- 保管自転車等が駐車してあった駐車場の名称
  - 金沢市営金沢駅第1自転車駐車場
  - 金沢市営金沢駅第2自転車駐車場
  - 金沢市営金沢駅第3自転車駐車場
  - 金沢市営金沢駅原付バイク駐車場
  - 金沢市営金沢駅東自転車駐車場
  - 金沢市営西金沢駅前自転車駐車場
  - 金沢市営東金沢駅東自転車駐車場
  - 金沢市営東金沢駅西自転車駐車場
  - 金沢市営森本駅東第1自転車駐車場
  - 金沢市営森本駅西自転車駐車場
  - 金沢市営額住宅前駅前自転車駐車場
  - 金沢市営乙丸駅前自転車駐車場

金沢市営蚊爪駅前自転車駐車場  
 金沢市営金石バス停前自転車駐車場  
 金沢市営表参道自転車駐車場  
 金沢市営柿木畠自転車駐車場  
 金沢市営片町広場自転車駐車場

## 2 保管自転車等の台数

自転車 98台  
 原動機付自転車 3台

## 3 自転車等を移動し、保管した日

平成20年6月1日から同月30日まで

## 4 保管自転車等の返還を申し出る場所

金沢市広坂1丁目9番16号  
 財団法人 金沢まちづくり財団

## 5 保管自転車等を返還する日時及び場所

日時 平成20年7月11日から同年10月11日まで  
 午前10時から午後7時まで

場所 金沢市昭和町633番地  
 金沢市自転車等保管庫

## ●金沢市告示第179号

金沢市自転車等の駐車対策及び放置防止に関する条例（平成6年条例第45号）第6条第2項及び第7条第2項の規定により、自転車等を撤去したので、同条例第9条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成20年7月11日

金沢市長 山 出 保

## 1 自転車等を撤去した場所及び撤去した自転車等の台数

自 転 車 等 を 撤 去 し た 場 所	撤去した自転車等の台数	
	自 転 車	原 動 機 付 自 転 車
金沢駅前自転車等放置禁止区域	42台	2台
香林坊地区自転車等放置禁止区域	2台	1台
西金沢駅前自転車等放置禁止区域	3台	
片町地区自転車等放置禁止区域	1台	
竪町地区自転車等放置禁止区域	9台	
森本駅前自転車等放置禁止区域	1台	
大額3丁目地内	5台	
増泉2丁目地内	1台	
泉3丁目地内	2台	
小立野3丁目地内	1台	
石引1丁目地内	2台	
菊川1丁目地内	1台	
千日町地内	2台	
広坂1丁目地内	1台	
片町1丁目地内	1台	
片町2丁目地内	1台	
御供田町地内	1台	
金石西3丁目地内	1台	
直江町地内	1台	
西念2丁目地内	1台	

西念4丁目地内	自 転 車	1台
入江3丁目地内	自 転 車	2台
西金沢3丁目地内	自 転 車	1台
北塚町地内	自 転 車	1台
森戸2丁目地内	自 転 車	1台
長土堀2丁目地内	自 転 車	1台
問屋町2丁目地内	自 転 車	1台
広岡3丁目地内	自 転 車	3台

## 2 自転車等を撤去した日

平成20年6月1日から同月30日まで

## 3 撤去した自転車等を返還する期間及び場所

## (1) 期 間

平成20年7月11日から平成21年1月11日まで

## (2) 場 所

金沢市昭和町633番地

金沢市自転車等保管庫

## ●金沢市告示第180号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示します。

平成20年7月11日

金沢市長 山 出 保

区 分	変更事項	変 更 前			変 更 後			変更年月日
若谷町会	区 域	町の名称	字	地 番	町の名称	字	地 番	平成20年4月12日
		若松町3丁目		2番地～38番地、43番地～51番地、55番地、59番地、60番地、62番地、66番地～80番地、83番地～87番地、89番地～91番地、97番地、104番地、105番地、125番地、167番地～200番地、202番地～210番地、218番地～280番地	若松町3丁目		2番地～291番地	
	代表者の氏名及び住所	波竹 政寛 金沢市若松町3丁目245番地			塩谷 伊康 金沢市若松町3丁目35番地			平成20年4月12日

## ●金沢市告示第181号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、診断を担当する医師として次のとおり指定したので、金沢市身体障害者福祉法施行細則（平成8年規則第63号）第2条の規定により告示します。

平成20年7月11日

金沢市長 山 出 保

医療機関の名称	所在地	診療科目	医師の氏名	指定年月日
金沢春日ケアセンター	金沢市元菊町20番1号	内 科	齊 藤 正 典	平成20年6月13日
金沢赤十字病院	金沢市三馬2丁目251番地	整形外科	松 田 英 三	平成20年6月13日
国立大学法人 金沢大学附属病院	金沢市宝町13番1号	泌尿器科	三輪 聡太郎	平成20年6月13日
国立大学法人 金沢大学附属病院	金沢市宝町13番1号	眼 科	井 尻 茂 之	平成20年6月13日
国立大学法人 金沢大学附属病院	金沢市宝町13番1号	泌尿器科	宮 城 徹	平成20年6月13日
国立大学法人 金沢大学附属病院	金沢市宝町13番1号	内 科	山 田 忠 明	平成20年6月13日
国立大学法人 金沢大学附属病院	金沢市宝町13番1号	整形外科	林 克 洋	平成20年6月13日
国立大学法人 金沢大学附属病院	金沢市宝町13番1号	脳神経外科	見 崎 孝 一	平成20年6月13日
国立大学法人 金沢大学附属病院	金沢市宝町13番1号	脳神経外科	毛 利 正 直	平成20年6月13日
国家公務員共済組合連合会 北陸病院	金沢市泉が丘2丁目13番43号	外 科	足 立 巖	平成20年6月13日
金沢社会保険病院	金沢市沖町八15	外 科	佐 藤 就 厚	平成20年6月13日
金沢社会保険病院	金沢市沖町八15	外 科	牧 野 勇	平成20年6月13日
金沢社会保険病院	金沢市沖町八15	整形外科	岡 山 忠 樹	平成20年6月13日
金沢社会保険病院	金沢市沖町八15	内 科	浅 野 昭 道	平成20年6月13日
金沢社会保険病院	金沢市沖町八15	内 科	井 上 亮	平成20年6月13日
金沢社会保険病院	金沢市沖町八15	内 科	吉 田 功	平成20年6月13日
金沢社会保険病院	金沢市沖町八15	外 科	安 居 利 晃	平成20年6月13日
医療法人社団 浅ノ川 浅ノ川総合病院	金沢市小坂町中83番地	循環器科	渡 部 秀 人	平成20年6月13日
医療法人社団 浅ノ川 浅ノ川総合病院	金沢市小坂町中83番地	神経内科	中 西 恵 美	平成20年6月13日
医療法人社団 浅ノ川 浅ノ川総合病院	金沢市小坂町中83番地	外 科	木 原 鴻 洋	平成20年6月13日
医療法人社団 浅ノ川 浅ノ川総合病院	金沢市小坂町中83番地	神経内科	廣瀬 源二郎	平成20年6月13日
医療法人社団 浅ノ川 浅ノ川総合病院	金沢市小坂町中83番地	内 科	石 川 勲	平成20年6月13日
金沢市立病院	金沢市平和町3丁目7番3号	整形外科	高 戸 慶	平成20年6月13日

## ●金沢市告示第182号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次の医師から身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の指定を辞退する旨の届出があったので、金沢市身体障害者福祉法施行細則（平成8年規則第63号）第2条の規定により告示します。

平成20年7月11日

金沢市長 山 出 保

医療機関の名称	所在地	診療科目	医師の氏名	辞退年月日
医療法人社団 浅ノ川 浅ノ川総合病院	金沢市小坂町中83番地	耳鼻咽喉科	宮 崎 巨	平成19年4月1日
国立大学法人 金沢大学附属病院	金沢市宝町13番1号	耳鼻咽喉科	塚 谷 才 明	平成19年10月1日
医療法人社団 映寿会 映寿会みらい病院	金沢市鞍月東1丁目9番地	内 科	藤 井 保 治	平成20年3月20日
国立大学法人 金沢大学附属病院	金沢市宝町13番1号	整形外科	山 内 健 輔	平成20年3月31日
国立大学法人 金沢大学附属病院	金沢市宝町13番1号	脳神経外科	東 良	平成20年4月1日
石川県立中央病院	金沢市鞍月東2丁目1番地	外 科	能 登 佐	平成20年4月1日

石川県立中央病院	金沢市鞍月東2丁目1番地	内 科	臼 倉 幹 哉	平成20年4月1日
独立行政法人国立病院機構 医王病院	金沢市岩出町二73-1	神 経 内 科	小 竹 泰 子	平成20年4月1日
独立行政法人国立病院機構 医王病院	金沢市岩出町二73-1	小 児 科	西 川 健	平成20年4月1日

●金沢市告示第183号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）として次の医療機関の担当すべき医療の種類を指定したので、同法第69条の規定により告示します。

平成20年7月11日

金沢市長 山 出 保

名 称	所 在 地	開 設 者	指定年月日
京町とくひさ薬局	金沢市京町1-33	有限会社 とくひさ 代表取締役 徳久 宏子	平成20年7月1日

## 公 告

金沢農業振興地域整備計画を変更するため、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案及び当該農業振興地域整備計画を変更しようとする理由を記載した書面を次のとおり縦覧に供します。

なお、当該農業振興地域整備計画の変更案のうち、農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、本市にこれを申し出ることができます。

また、当該農業振興地域整備計画の変更案について意見のある本市の住民は、本市に対して意見書を提出することができます。提出された意見書については、その要旨及び処理結果を公告します。

平成20年7月11日

金沢市長 山 出 保

1 農業振興地域整備計画の変更案の縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成20年7月11日から同年8月10日まで

(2) 場所

金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市産業局農林部農業総務課

2 農用地利用計画の変更案に対する異議の申出先、申出方法及び申出期限

(1) 申出先

金沢市産業局農林部農業総務課

(2) 申出方法

書面により持参又は郵送（郵送による場合は、申出期限までに必着のこと。）

(3) 申出期限

平成20年8月26日

3 意見書の提出先、提出方法及び提出期限

(1) 提出先

金沢市産業局農林部農業総務課

(2) 提出方法

持参又は郵送（郵送による場合は、提出期限までに必着のこと。）

(3) 提出期限

平成20年8月10日

ふるさと石川の環境を守り育てる条例（平成16年石川県条例第16号）第210条第1項の規定により新廃棄物埋立場建設事業に係る環境影響評価準備書を作成したので、同条例第212条の規定により次のとおり公告し、当該環境影響評価準備書及びこれを要約した書類を公衆の縦覧に供します。

なお、当該環境影響評価準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、金沢市長に対し、意見書の提出により意見を述べることができます。

平成20年7月11日

金沢市長 山 出 保

1 事業者の名称、住所及び代表者の氏名

- (1) 名称 金沢市
- (2) 住所 金沢市広坂1丁目1番1号
- (3) 代表者の氏名 金沢市長 山出 保

2 対象事業の名称、種類及び規模

- (1) 名称 新廃棄物埋立場建設事業
- (2) 種類 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設の設置
- (3) 規模
  - ア 対事業実施区域面積 54.1ヘクタール
  - イ 改変面積 30.9ヘクタール
  - ウ 埋立場容量 2,710,000立方メートル

3 対象事業実施区域

金沢市中山町及び戸室新保ほか

4 関係地域の範囲

金沢市

5 準備書等の縦覧の期間、時間及び場所

- (1) 期間 平成20年7月11日から同年8月10日まで。ただし、(3)の縦覧の場所のうち、金沢市戸室リサイクルプラザにおいては月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その翌日）を除き、金沢市玉川図書館においては月曜日（平成20年7月21日を除く。）を除き、金沢市泉野図書館においては火曜日を除き、その他の縦覧の場所においては、日曜日、土曜日及び休日を除く。
- (2) 時間 午前9時から午後5時まで。ただし、(3)の縦覧の場所のうち、金沢市玉川図書館及び金沢市泉野図書館においては、平日は午前10時から午後7時まで、日曜日、土曜日及び休日は午前10時から午後5時まで
- (3) 場所 石川県環境部環境政策課（金沢市鞍月1丁目1番地 県庁舎7階）  
金沢市環境局環境政策課（金沢市広坂1丁目1番1号 市庁舎4階）  
金沢市戸室リサイクルプラザ（金沢市戸室新保八604番地）  
金沢市東部クリーンセンター（金沢市鳴和台357番地）  
金沢市玉川図書館（金沢市玉川町2丁目20番地 2階参考資料室）  
金沢市泉野図書館（金沢市泉野町4丁目22番22号）

6 意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項

- (1) 提出期限 平成20年8月25日まで
- (2) 提出先 金沢市環境局環境政策課。ただし、縦覧の期間内においては、当該縦覧場所において提出することができます。
- (3) 提出方法 持参。ただし、金沢市環境局環境政策課あてに郵送で提出することもできます（平成20年8月25日までに必着）。
- (4) 意見書に記載すべき事項
  - ア 意見書を提出しようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
  - イ 意見書の提出の対象である方法書の名称
  - ウ 準備書についての環境の保全の見地からの意見（日本語により、意見の理由を含めて記載すること。）



ふるさと石川の環境を守り育てる条例（平成16年石川県条例第16号）第213条第1項の規定により新廃棄物埋立場建設事業に係る環境影響評価準備書の記載事項に関する説明会を開催するので、同条第2項の規定により公告します。

平成20年7月11日

金沢市長 山 出 保

1 事業者の名称、住所及び代表者の氏名

- (1) 名称 金沢市
- (2) 住所 金沢市広坂1丁目1番1号
- (3) 代表者の氏名 金沢市長 山出 保

2 対象事業の名称、種類及び規模

- (1) 名称 新廃棄物埋立場建設事業
- (2) 種類 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設の設置

(3) 規模

- ア 対事業実施区域面積 54.1ヘクタール
- イ 改変面積 30.9ヘクタール
- ウ 埋立場容量 2,710,000立方メートル

3 対象事業実施区域

金沢市中山町及び戸室新保ほか

4 関係地域の範囲

金沢市

5 説明会の日時及び場所

- (1) 日時 平成20年7月27日 午後7時
- (2) 場所 金沢市戸室リサイクルプラザ（金沢市戸室新保八604番地）

金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年条例第36号）第4条第1項の規定により、次の者を浄化槽保守点検業者登録簿に登録したので公告します。

平成20年7月11日

金沢市長 山 出 保

登録番号	名 称	所 在 地	登録年月日
77	有限会社 アクアシテム	河北郡内灘町向粟崎2丁目522番地	平成20年6月25日

金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年条例第36号）第8条第1項の規定により、次の者の浄化槽保守点検業者としての登録を抹消したので公告します。

平成20年7月11日

金沢市長 山 出 保

登録番号	名 称	所 在 地	登録年月日
73	株式会社 ダイテック	富山県高岡市荒見崎318番2	平成20年5月31日

**監 査 委 員 告 示**

●金沢市監査委員告示第1号

包括外部監査人早川晃治の監査の事務を補助する者についての協議が調ったので、地方自治法（昭和22年法律第67

号)第252条の32第2項の規定により、その氏名等を次のとおり告示します。

平成20年7月11日

金沢市監査委員	山	形	紘	一
金沢市監査委員	中	島	秀	雄
金沢市監査委員	宮	保	喜	一
金沢市監査委員	田	中		仁

1 包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏 名	住 所
杉 本 榮 策	石川県金沢市尾張町2丁目16番74号
明 石 圭 光	石川県金沢市昭和町21番10号
山 田 文 禎	石川県河北郡内灘町大清台82
敦 賀 彰 一	石川県金沢市駅西本町1丁目3番30号

2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間

平成20年6月27日から平成21年3月31日まで

**監 査 公 表**

●金沢市監査公表第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、金沢市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成20年7月11日

金沢市監査委員	山	形	紘	一
金沢市監査委員	中	島	秀	雄
金沢市監査委員	宮	保	喜	一
金沢市監査委員	田	中		仁

1 定期監査（財務事務監査）

- (1) 措置通知があった年月日 平成20年6月4日
- (2) 措置を講じた部局等 福祉健康局健康推進部健康総務課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成19年2月13日（平成19年監査公表第4号）
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
予防接種システムコンピュータ借上料及び福祉総合オンラインシステム用端末機賃借料について、支払事務の遅延が見受けられるので、適正を期す必要がある。	支払事務の遅延が発生しないよう複数職員での確認などチェック体制を強化することで、事務処理の適正化を図った。

2 財政援助団体等監査

- (1) 措置通知があった年月日 平成20年5月30日
- (2) 措置を講じた部局等 都市政策局文化交流部国際交流課  
(財団法人金沢国際交流財団)
- (3) 監査結果の公表年月日 平成19年1月11日（平成19年監査公表第3号）
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
(1) 財団法人 金沢国際交流財団 収入調定事務や支出統制事務について、財務規程や事務取扱規程と一部異なる取り扱いが見受けられるので、適正を期す必要がある。	(1) 財団法人 金沢国際交流財団 収入調定事務や支出統制事務の見直しを行うとともに、平成19年3月26日に事務処理規程を改正し、事務処理が適正になるようにした。



<p>(2) 都市政策局文化交流部国際交流課 金沢国際交流財団の財務会計事務について適時適切に指導を行う必要がある。</p>	<p>(2) 都市政策局文化交流部国際交流課 財団法人金沢国際交流財団の財務会計事務処理が適正に行われるよう適時適切に指導していく。</p>
--	--

**農 業 委 員 会 告 示**

●金沢市農業委員会告示第12号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第21条第1項ただし書の規定により、平成20年第1回金沢市農業委員会総会を次のとおり招集します。

平成20年7月11日

金沢市長 山 出 保

- 1 日 時  
平成20年7月22日午後3時30分
- 2 場 所  
金沢市議会全員協議会室
- 3 議 案  
金沢市農業委員会の組織構成について

**正 誤**

平成20年3月31日付け金沢市公報号外第12号の4

頁	箇所	誤	正
32	上から7行目	防災安全課	防災管理課

平成20年3月31日付け金沢市公報号外第12号の7

頁	箇所	誤	正
3	下から16行目	「並びに第41条の19の2」を「、第41条の19の2第1項並びに	「及び第2項、第41条の2並びに第41条の19の2」を「から第3項まで、第41条の2、第41条の19の2第1項及び

平成20年3月31日付け金沢市公報号外第12号の8

頁	箇所	誤	正
9	下から7行目	「既存建築物」	「、既存建築物」

平成20年3月31日付け金沢市公報号外第12号の8

頁	箇所
6	上から22行目

誤	
昭和53年教育委員会告示第1号（金沢市指定文化財の指定及びその保持者又は保持団体の認定について）の一部を次のように改正する。	

正	
●金沢市教育委員会告示第4号 昭和53年教育委員会告示第1号（金沢市指定文化財の指定及びその保持者又は保持団体の認定について）の一部を次のように改正する。	

平成20年7月1日付け金沢市公報第2592号の2

頁	箇 所	誤	正
3	下から16行目	指定年月日	廃止年月日

平成20年(2008年)7月11日 印刷  
平成20年(2008年)7月11日 発行  
定価 120円

発行人  
発行所  
印刷所 石川県金沢市玉銚4丁目166番地

金 沢 市  
金 沢 市 役 所  
(株) 共 栄